

エネルギーコム・ADSL サービス特約

第1条 (エネルギーコム・ADSL サービスの提供)

株式会社エネルギー・コミュニケーションズ(以下「当社」という)は、「エネルギーコム・ADSL サービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用特約(以下「本特約」という)を定め、これにより本サービスを提供します。

2. 本サービスの提供に係る条件の詳細については、この特約に定めるものを除き当社が別途定めるサービス利用契約約款(以下「約款」といいます。)の規定が適用されるものとします。この特約と約款の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条 (本特約の変更)

当社は都合により本特約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の特約によります。当社は変更内容を本サービス用設備および本サービス用回線等を用い会員へ事前に通知いたします。

第3条 (用語の定義)

約款において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有するものとします。

2. この特約における用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

(1)ADSL

電話回線(アナログ回線)をアクセス回線として 音声電話で使用しない高い周波数を利用することで、高速のデータ通信を可能にする技術の1つ。

第4条 (本サービスの提供区域)

当社が本特約で定める本サービスの提供区域は、当社が別途定める ADSL の提供 区域内とします。

第5条 (本サービスの種類およびサービス内容)

本サービスの種類と内容は以下に定めるとおりとします。ただし、表に示した速度は理論上の最大値であり、本サービスでこの速度を保証するものではありません。

- | | |
|-------------|--|
| 1M 接続サービス | ADSL 回線を利用しお客様の端末を上り最大 512Kbps、下り最大 1Mbps で接続するサービスです。 |
| 1.5M 接続サービス | ADSL 回線を利用しお客様の端末を上り最大 512Kbps、下り最大 1.5Mbps で接続するサービスです。 |
| 8M 接続サービス | ADSL 回線を利用しお客様の端末を上り最大 1Mbps、下り最大 8Mbps で接続するサービスです。 |
| 12M 接続サービス | ADSL 回線を利用しお客様の端末を上り最大 1Mbps、下り最大 12Mbps で接続するサービスです。 |
| 24M 接続サービス | ADSL 回線を利用しお客様の端末を上り最大 1Mbps、下り最大 24Mbps で接続するサービスです。 |
| 40M 接続サービス | ADSL 回線を利用しお客様の端末を上り最大 1Mbps、下り最大 40Mbps で接続するサービスです。 |

それぞれのサービスには電話共用タイプと電話非共用タイプがあります。

2. 本サービスは申し込みの際に指定された ADSL 回線設置場所でのみ利用可能です。転居などにより ADSL 回線設置場所が変更になる場合には、新たに本サービスを 契約しなおしていただく必要があります。

第6条 (本サービスのサービス時間)

毎日0時から24時とします。また、当社の定める定期保守やその他の都合で本サービスの提供を中断することがあります。

第7条 (利用申し込み)

本サービス利用の申し込みは、あらかじめ本特約を承認の上、当社所定の方法により当社が定める事項を当社へ提出する必要があります。この場合、本サービス契約の対象となる契約者回線につき既に他の電気通信事業者からADSL接続サービスの提供を受けていないことを条件とします。本サービスの料金等の支払手段は、クレジットカードによるもののみとします。

第8条 (会員情報の取扱い)

本サービスを申し込み場合は、当社が、本サービスの利用に係る事項について手続の代行等を行う目的で、西日本電信電話株式会社に対し本サービスの申込者が当社に事前に届出た事項を預託することを承諾していただきます。

第9条 (契約の成立)

利用契約は、前条の利用申し込みを当社が承諾し、当社が当該会員に本サービスの提供を開始した日の翌営業日から成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申し込みを承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾の取り消しを行うことがあります。

- (1)申し込みの際、虚偽の記載があったとき。
- (2)申込者が利用料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (3)申込者が約款第16条(利用停止)に該当するとき。
- (4)本サービスの提供が技術上困難なとき。
- (5)ADSL回線の設置について電気通信事業者の承諾が得られないとき。
- (6)その他、当社の業務に著しく支障が出ると当社が判断したとき。

前項の既定により、本サービスの利用を承諾しかねる場合は、当社は、申込者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します。

第10条 (通信回線)

当社は、電気通信事業者の提供する通信回線を使用して本サービスを提供いたします。

第11条 (顧客設備)

本サービスの利用にあたっては、当社が提示するネットワーク接続機器を自らの費用で設置していただきます。

2. 当社がネットワーク接続機器を設置する場合、お客様には次の条件を守っていただきます。
 - (1)ネットワーク接続機器等を設置する場所をご提供いただきます。
 - (2)ネットワーク接続機器等が必要とする電気にかかる料金はおお客様の負担とします。
 - (3)当社の承認がある場合を除き、ネットワーク接続機器の移動、停止、取り外し、分解をしないこととします。
 - (4)当社の承認がある場合を除き、ネットワーク接続機器に他の機器や付加物品等を取り付けないものとします。
 - (5)ネットワーク接続機器等を紛失または破壊した場合、お客様の負担において該当の機器を回復するものとします。

第12条 (利用の中断)

約款第11条に定める理由の場合、当社は本サービスの提供を中断する場合があります。

第13条 (利用の停止)

約款第16条に定める理由の場合、当社は本サービスの提供を停止できるものとします。

第14条 (本サービスの廃止)

当社は都合により、本サービスを廃止することがあります。その場合、当社は廃止する日の2ヶ月前までに、当社所定の方法でその旨を通知します。

第15条 (お客様による解約)

本サービスの利用契約を解約する場合は、当社が別に定める事項を、当社所定の方法によって当社に通知するものとします。本サービスの解約日は当社との接続が解除された日と同一になります。

第16条 (当社による解約)

当社は、本特約第13条(利用の停止)の既定により利用を停止されたお客様が その事由を解消しない場合、利用契約を解約することが出来るものとします。その場合、当社はあらかじめお客様にその旨をお知らせします。

付則 この特約は、2009年9月1日より効力を発するものとします。